

隨時監査（工事監査）結果報告書

今 治 市 監 査 委 員

監 第 24 号
平成 30 年 3 月 12 日

今 治 市 長 菅 良 二 様
今治市議会議長 越 智 豊 様

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 野 間 有 造

随時監査（工事監査）の結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、平成 29 年度の随時監査（工事監査）を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

監査結果報告書

(工事監査)

1 監査の対象

- I 農土集機朝第 29 号 1・農土市集機朝第 29 号 1 朝倉地区機能強化管路施設工事
(その 10)
- II 農土耕改第 1 号 歌仙仙高地区農道改良工事
- III 国公下第 7 号・単下内第 9 号 伯方汚水 1 号幹線公共下水道工事 (その 6)
- IV 越配施第 1 号 伯方配水池築造工事

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
平成30年1月16日～平成30年2月21日	川口義輝・藤原秀博
平成30年2月21日～平成30年3月7日	川口義輝・野間有造

3 監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図書等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会へ技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

4 監査の結果

対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。なお、工事別の所見は次のとおりである。

5 個別工事についての所見

I 農土集機朝第 29 号 1・農土市集機朝第 29 号 1 朝倉地区機能強化管路施設工事 (その 10)

(1) 工事の概要

- ア 工事場所
今治市朝倉北
- イ 請負金額
12,430,800 円
- ウ 請負業者
有限会社田窪組
- エ 工期
平成 29 年 9 月 20 日～平成 30 年 2 月 23 日
- オ 主管課
農水港湾部 農業土木課
- カ 工事概要
施工延長 L=109.3m
(農土集機朝第 29 号 1)
土工 1 式、管布設工 L=109.3m
マンホール工 1 式、現況復旧工 1 式
産業廃棄物処理工 1 式、仮設工 1 式
(農土市集機朝第 29 号 1)
現況復旧工 1 式、
産業廃棄物処理工 1 式、仮設工 1 式

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(意見)

ア 特記仕様書・条件明示

管路施設切替説明図は、指定仮設の扱いになるので、何らかの指示が特記仕様書に記載されることが望ましい。

イ 施工計画書

「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「（今治市）土木工事施工管理基準」、「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」及び「愛媛県土木工事施工管理マニュアル」に規定された段階確認及び品質管理に関する内容の記載が漏れているもの、「写真管理基準（案）」の引用が必要なものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。

ウ 工程管理

実施工程がえひめ国体等の影響により、当初の計画工程と比べて大きく遅れているが、これは当初の計画工程が、国体等の影響を考慮して作成されていなかったためであるので、請負者に施工条件の検討漏れがないように周知徹底されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

工事は順調に推移しており、現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の現場施工状況調査結果を示す。

(指摘事項)

ア 現場施工状況

工事請負契約約款第 32 条第 1 項の規定に基づき、工事目的物の部分使用を口頭による協議により認めていたが、今治市土木工事共通仕様書において、協議は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。

II 農土耕改第 1 号 歌仙仙高地区農道改良工事

(1) 工事の概要

ア 工事場所

今治市菊間町松尾

イ 請負金額

36,072,000 円

ウ 請負業者

松田工業株式会社

エ 工期

平成 29 年 10 月 11 日～平成 30 年 2 月 16 日

オ 主管課

農水港湾部 農業土木課

カ 工事概要

施工延長 L = 346m

法面工 A = 237m²

ブロック積工 A = 288m²

排水工 L = 496.1m

路盤工 A = 1,857m²

コンクリート舗装工 A = 111m²

防護柵工 L = 109m

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(指摘事項)

ア 特記仕様書・条件明示

現場発生土の取扱方法について、当初特記仕様書に明記されていなかったため、契約後口頭で指示されていたが、工事請負契約約款第 19 条により、発注者は設計変更を請負者に通知し、今治市土木工事共通仕様書において、通知は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。

(意見)

ア 図面・工事数量総括表

舗装展開図の一部において、県工事の作業用道路として使用するため、舗装表示の大半は完成形でないことについて記載されたい。

イ 施工計画書

「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「（今治市）土木工事施工管理基準」、「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」及び「愛媛県土木工事施工管理マニュアル」に規定された段階確認及び出来形管理に関する内容の記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

工程に遅れが生じているが、近接施工の県工事との調整に不測の時間を要しているためである。

このような状況の中で現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

Ⅲ 国公下第7号・単下内第9号 伯方汚水1号幹線公共下水道工事（その6）

(1) 工事の概要

ア 工事場所

今治市伯方町有津

イ 請負金額

135,000,000 円

ウ 請負業者

伊予建設工業株式会社

エ 工期

平成29年7月14日～平成30年2月23日

オ 主管課（工事担当課）

上下水道部 下水道業務課（下水道工務課）

カ 工事概要

国公下第7号

管きょ工 RPφ300mm

L=382.20 (376.05) [372.40]m

マンホール工

組立式3号レジンマンホール N=1基

組立式2号マンホール N=5基

単下内第9号

仮設工 N=1式

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(意見)

ア 施工計画書

「請負工事の提出書類及び施工等における注意点（土木）（改訂版）」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。このほか施工管理計画の中で、「今治市土木工事共通仕様書」、「（今治市）土木工事施工管理基準」「愛媛県土木工事施工管理基準（準用）」及び「愛媛県土木工事管理マニュアル」に規定された段階確認、品質管理に関する内容で記載が漏れているものや不十分なもの、写真管理計画については、特記仕様書で指示されている内容について記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。

イ 工程管理

「（今治市）土木工事施工管理基準」では必ずしも作成が求められていないが、工事工程表に計画・出来高カーブの作成が望ましい。

(3) 現場施工状況調査における所見

工事は順調に推移しており、現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

IV 越配施第1号 伯方配水池築造工事

(1) 工事の概要

ア 工事場所

今治市伯方町叶浦

イ 請負金額

126,414,000 円

ウ 請負業者

四国通建株式会社

エ 工期

平成29年7月11日～平成30年3月12日

オ 主管課（工事担当課）

水道部 水道総務課（越智諸島事業所）

カ 工事概要

PC配水池本体築造工事

(V=1,300m ³)	N=1式
屋根工事(アルミドーム)	N=1式
附帯設備工事	N=1式
池内配管工事	N=1式

(2) 書類調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全・環境管理に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、概ね適切に書類が作成され、工事施工がなされていることが認められた。

以下に、個々の書類調査結果を示す。

(指摘事項)

ア 特記仕様書・条件明示

特記仕様書が一部不要となり請負者に口頭で伝達していたが、工事請負契約約款第19条により、発注者は設計変更を請負者に通知し、今治市土木工事共通仕様書において、通知は書面によると規定されているので、打合せ簿等へ記載されたい。

(意見)

ア 施工計画書

「請負工事の提出書類及び施工等における注意点(土木)(改訂版)」で、施工計画書作成の注意点に記載されているもので、守られていないものが見受けられた。「(今治市)土木工事施工管理基準」及び「愛媛県土木工事施工管理基準(準用)」に規定された品質管理及び出来形管理に関する内容の記載が漏れているものが見受けられたので、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

工事は順調に推移しており、現場調査を行った結果、概ね適切な工事施工がなされていることが認められた。

6 各工事共通の所見

工事の施工にあたり、検討が望まれる共通の意見については下記に示すとおりである。

(意見)

ア 共通仕様書

今治市土木工事共通仕様書に「低騒音型・低振動型建設機械」の規定を加える
ことができないか検討されたい。